

瀬戸内市民病院 障害者活躍推進計画

機関名	瀬戸内市立瀬戸内市民病院（瀬戸内市病院事業部）
任命権者	瀬戸内市病院事業管理者
計画期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）
瀬戸内市民病院における障害者雇用に関する課題	当院においては、令和7年度時点で障害者の法定雇用率を達成している。 そのため、現在は障害者に限定した職員募集は行っていないが、今後も障害者の法定雇用率の達成を継続するための定員管理が重要である。
目標	
①採用に関する目標	○所属職員に対し、障害者手帳の所持している方には申告していただくよう呼びかける。 なお、結果の公表方法については、本人の意向を確認の上で検討し、プライバシーに配慮して行う。 ○障害者の法定雇用率の達成を継続するため、必要に応じて職員募集を行う。
②定着に関する目標	当該年度に採用した職員の当該年度末における定着率について、前年度以上。毎年度末、人事記録やアンケート等を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として病院事業部長を選任している。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者である職員から身体障害等により従来の業務遂行が困難となった旨の相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害者である職員に対し、必要な配慮等の有無を事務局で把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるにあたっては、障害者である職員からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲及び方法で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。